

利根沼田新ごみ処理施設整備基本計画策定  
及び事業方式検討（P F I 等導入可能性調査）

業 務 委 託

仕 様 書

令和6年3月

利根沼田広域市町村圏振興整備組合

## 目 次

第1編	一般仕様	1
1	業務の目的	1
2	業務名	1
3	業務場所	1
4	履行期間	1
5	施設の計画概要	1
6	業務内容	1
7	関係法令等の遵守	1
8	秘密の保持及び中立性の義務	2
9	公益確保の義務	2
10	書類の提出	2
11	業務の執行体制	2
12	打合せ及び議事録	2
13	資料の貸与	3
14	業務の完了	3
15	個人情報保護	3
16	参考文献等の明記	3
17	疑義の解釈	3
18	他業務との関連性	3
19	その他	3
第2編	特記仕様	4
第1章	新ごみ処理施設整備基本計画策定	4
1	処理対象及び施設規模等の設定	4
2	ごみ処理方式の検討	4
3	施設整備基本方針の検討	4
4	関係法令の整理	4
5	ごみ搬出入経路の検討	4
6	施設配置・動線計画の作成	4
7	環境保全計画の作成(自主基準値の設定)	4
8	余熱利用計画の作成	4
9	プラント設備計画の作成	5
10	残渣処理計画の作成	5
11	土木・建築計画の作成	5

12	施工計画の作成	5
13	解体及び跡地利用計画の作成	5
14	附帯施設機能の検討	5
15	概算事業費及び交付金等の検討	5
16	運営管理計画の作成	5
17	今後の課題及び施設整備スケジュールの検討	5
18	パブリックコメント支援	5
19	関係機関との協議の支援	5
第2章	事業方式検討（PFI等導入可能性調査）業務	6
1	前提条件の整理	6
2	事業スキームの検討	6
3	市場調査の実施	6
4	VFMの検討	6
5	PFI方式導入の適正評価	6
第3章	会議等運営支援	6
第4章	住民説明会等の支援	6
第5章	成果品	7

## 第1編 一般仕様

### 1 業務の目的

本業務は、環境省の循環型社会形成推進交付金事業として、利根沼田広域市町村圏振興整備組合（以下「本組合」という。）が、令和5年度に策定した利根沼田ごみ処理広域化基本構想を踏まえ整備を検討している「エネルギー回収型廃棄物処理施設」及び「マテリアルリサイクル推進施設」で構成される、新たなごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）に関し、施設整備基本計画を策定することを目的とする。あわせて、新ごみ処理施設の整備及び運営に関し、最適な事業方式を選定する調査を実施するものとする。（新ごみ処理施設建設に伴う付帯施設の検討を含む）

### 2 業務名

利根沼田新ごみ処理施設整備基本計画策定及び事業方式検討（PFI等導入可能性調査）業務

### 3 業務場所

沼田市内

### 4 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

### 5 施設の計画概要

#### （1）検討対象施設

ア エネルギー回収型廃棄物処理施設（可燃ごみ）：約80t/日（本基本計画により見直し予定）

イ マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大・資源ごみ等）：約12t/日（同上）

ウ スtockヤード：約1,400m<sup>2</sup>（同上）

#### （2）事業計画地

沼田市白岩町226番地周辺

### 6 業務内容

本業務の内容は次のとおり。なお、各業務の詳細については、第2編を参照のこと。

（1）新ごみ処理施設整備基本計画策定業務

（2）事業方式検討（PFI等導入可能性調査）業務

### 7 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び本仕様書によるほか、関係する法令、規則、細則、通知等を遵守しなければならない。

## 8 秘密の保持及び中立性の義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を発注者の許可なしに第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

## 9 公益確保の義務

受注者は、業務に当たり公益の安全、環境その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

## 10 書類の提出

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、本組合の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者等の指定通知書
- (4) 現場責任者の指定通知書
- (5) 契約保証に関する書類
- (6) 業務完了報告書
- (7) 引渡書
- (8) 成果品
- (9) 請求書
- (10) その他必要な書類

## 11 業務の執行体制

- (1) 管理技術者及び照査技術者は、一般廃棄物処理施設（ごみ処理）建設の計画・設計に係る技術的な知識と十分な経験を持つものとし、以下の技術士資格のうちいずれかを有すること。なお、令和元年度の制度改正による旧部門名（廃棄物管理・廃棄物管理計画等）を含むものとする。

ア 総合技術監理部門—衛生工学-廃棄物・資源循環

イ 衛生工学部門-廃棄物・資源循環

- (2) 管理技術者及び照査技術者は、平成26年度（過去10年度）以降に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物処理施設（ごみ処理）建設に係る基本計画策定業務及び事業方式検討（PFI等導入可能性調査）業務を完了した実績を有すること。
- (3) 管理技術者と照査技術者は兼務することはできない。
- (4) 管理技術者と照査技術者は、公告日現在において元請会社と1年以上の直接的な雇用関係にあること。

## 12 打合せ及び議事録

受注者は、履行期間中は必要に応じて本組合との打合せを行うものとする。なお、受注者は、打合せ事項及びその内容を記録し、本組合に提出するものとする。

### 13 資料の貸与

本組合の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧、貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際は、借用書類リストを提出すること。

本組合が所有している場合には受注者に貸与するものとする。その場合、受注者は本組合に資料のリストを提出するとともに、業務完了時まで返却しなければならない。

### 14 業務の完了

(1) 受注者は、出来形認定時及び業務完了後に本組合の検査を受けなければならない。

(2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

(3) 本業務は、本組合の検査の合格をもって完了とする。

(4) 納品後に成果品に記入漏れや誤りなどの不備が発見された場合は、受注者の負担において速やかに訂正しなければならない。

### 15 個人情報保護

本業務実施のための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規程等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、事業終了後も同様とする。

### 16 参考文献等の明記

本業務に文献その他の資料を引用した場合、その文献、資料名を明記するものとする。

### 17 疑義の解釈

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、受注者は本組合と協議を行い、業務の遂行に支障のないよう努めなければならない。

### 18 他業務との関連性

本業務は、次に掲げる業務と連携をしながら遂行すること。

(1) 生活環境影響調査業務

(2) 測量及び地質調査業務

### 19 その他

本仕様書に定めのない事項については、本組合と受注者とが協議して定める。

## 第2編 特記仕様

### 第1章 新ごみ処理施設整備基本計画策定

#### 1 処理対象及び施設規模等の設定

利根沼田ごみ処理広域化基本構想を踏まえ、整備予定年次における以下の項目を検討し設定する。

- (1) 処理対象ごみの種類（搬入、搬出）
- (2) 計画ごみ量（計画収集ごみ量、直接搬入ごみ量、月最大変動係数等）
- (3) 計画ごみ質（低質ごみ、基準ごみ、高質ごみの三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成等）
- (4) 施設規模、系列数等

#### 2 ごみ処理方式の検討

ごみ処理方式の専門委員会等の検討資料の作成及び検討結果の整理をする。

- (1) 対象となるごみ処理方式の種類と概要
- (2) 処理方式の評価方法及び選定方法
- (3) 処理方式の選定

#### 3 施設整備基本方針の検討

新ごみ処理施設の建設候補地及び施設整備に関する基本方針の検討を行う。

#### 4 関係法令の整理

新ごみ処理施設の整備に際して、適用を受ける法規制等を立地条件（位置、面積、地形、地質、周辺土地利用状況、ユーティリティ条件等）などに照らし合わせ必要な手続きを整理する。

#### 5 ごみ搬出入経路の検討

ごみ種別ごとの収集業者及び中間処理業者等の運搬車両が、5市町村から新ごみ処理施設に搬出入される経路に関し調査検討し地域全体での交通計画を作成する。

#### 6 施設配置・動線計画の作成

建設候補地における各種規制や条件等を踏まえ、施設の配置計画及び敷地内の動線計画を作成する。検討に際し、配置・動線計画上の課題と対応策について、工事中及び供用開始時に分けて行う。

#### 7 環境保全計画の作成（自主基準値の設定）

建設候補地における各種の規制等を踏まえ、周辺地域に十分に配慮した環境保全計画を作成する。

#### 8 余熱利用計画の作成

ごみ処理に伴い発生する余熱を積極的に有効活用するため、発電方式及び場内外での熱利用方式の可能性について検討し、余熱利用計画を作成する。

- 9 プラント設備計画の作成  
「2 ごみ処理方式の検討」等に基づき、処理フロー、プラント設備方式、仕様等を検討し、プラント設備計画を作成する。
- 10 残渣処理計画の作成  
「9 プラント設備計画の作成」等に基づき、新ごみ処理施設での処理過程の各段階における残渣処理計画を作成する。
- 11 土木・建築計画の作成  
「6 施設配置・動線計画の作成」及び「9 プラント設備計画の作成」等を踏まえ、新ごみ処理施設の外構計画、平面計画等の土木・建築に関する各種計画を作成する。
- 12 施工計画の作成  
新ごみ処理施設の建設工事に際して、施工上留意すべき対策等について検討し、施工計画を作成する。
- 13 解体及び跡地利用計画の作成  
現ごみ焼却施設廃止後の解体及び跡地利用について、「6 施設配置・動線計画の作成」等を踏まえ、解体及び跡地利用計画を作成する。
- 14 付帯施設機能の検討  
昨今の廃棄物処理施設の建設動向を踏まえ、環境学習機能や、地域防災機能等について検討する。
- 15 概算事業費及び交付金等の検討  
本検討結果に基づき、ごみ処理施設の建設コスト、維持管理・運営コスト（運転管理費、用役費、補修修繕費等）を算定する。また、新ごみ処理施設の整備を進めるにあたり、活用できる交付金等を整理し、財政負担資料を作成する。算定にあたっては、日本国内で実績のあるプラントメーカー等から市場調査を行う。
- 16 運営管理計画の作成  
新ごみ処理施設の運転体制、維持管理体制、安全衛生体制等について検討し、運営管理計画を作成する。
- 17 今後の課題及び施設整備スケジュールの検討  
計画等の準備期間、許認可期間、手続期間、施設整備期間等を踏まえ、必要となる施設整備スケジュールを設定する。
- 18 パブリックコメント支援  
受注者は、計画のパブリックコメントを実施する際の資料作成を支援するものとする。また、コメントに対する回答案の作成等を支援するものとする。
- 19 関係機関との協議の支援  
本業務に関連して行う関係機関との協議について支援するものとする。

## 第2章 事業方式検討（PFI等導入可能性調査）業務

### 1 前提条件の整理

新ごみ処理施設における事業方式検討に係る前提条件の整理として、下記業務を行う。

- (1) 本業務の実施目的の整理
- (2) 新ごみ処理施設整備事業の概要の整理
- (3) 公設公営方式、PFI等の各種事業方式の整理
- (4) 他団体事例の整理
- (5) 本事業に関係する法令の整理及び法的課題の検討
- (6) 交付金制度や地方財政措置等の支援措置の整理
- (7) その他想定される課題の整理

### 2 事業スキームの検討

本事業の事業範囲、事業期間、本組合と事業者のリスク分担等について検討し、本事業の事業スキームを設定する。

### 3 市場調査の実施

本事業に対する民間事業者の参入意欲や参加要件及び建設費・維持管理費等の事業費を把握するため、プラントメーカー等の事業者を対象に市場調査を実施し、比較表を作成する。

### 4 VFMの検討

公設公営方式、PFI等の各種事業方式について、事業期間全体の財政負担額を算出した上で、現在価値に換算し、VFMを算定する。

### 5 PFI方式導入の適正評価

前項までの検討結果を基に各種事業方式の評価を行い、新ごみ処理施設における最適な事業方式を選定する。

## 第3章 会議等運営支援

「利根沼田新ごみ処理施設整備基本計画策定及び事業方式検討（PFI導入可能性調査）業務において、受注者は、必要な会議資料の作成、会議への出席、会議録の作成等を行う。なお、会議は、本組合内部の検討会議のほか、構成市町村間会議等を想定する。処理方式の検討及びPFI導入可能性調査を各2回、計4回程度の支援を予定している。

## 第4章 住民説明会等の支援

新ごみ処理施設整備基本計画報告書及びPFI導入可能性調査結果報告書について、受注者は、本組合が開催する住民説明会等における資料の作成、説明会への出席、報告書の内容に関する説明及び質問に対する回答案作成等の支援を行うものとする。

## 第5章 成果品

1 本業務の成果品及び提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 新ごみ処理施設整備基本計画報告書・・・・・・・・・・150部
- (2) PFI導入可能性調査結果報告書・・・・・・・・・・100部
- (3) 上記(1)～(2)の公表用資料・・・・・・・・・・1式
- (4) 打合せ議事録・・・・・・・・・・1式
- (5) 上記(1)～(4)の電子データ・・・・・・・・・・1式

\*なお、図面等の仕様については、本組合と協議して決定する。

以上